

## 主 文

公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）による広域求職活動費を支給しないとした処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ来庁し、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）から基本手当の受給資格の決定を受けた。
- (2) 請求人は、初回認定日である同年〇月〇日に安定所へ失業認定申告書を提出し、安定所長から同年〇月〇日から同年〇月〇日までの給付制限を受けた。
- (3) 請求人は、同年〇月〇日にA所在のBが求人に係る求人票を安定所の窓口を持参し、安定所長からそれぞれ紹介状の交付を受けた。
- (4) 請求人は、紹介先であるBにおいて同年〇月〇日に面接を受けるため、Aへ行くこととなったことから、同月〇日に、広域求職活動費及び移転費の支給要件や手続について説明を受けるため安定所へ来庁した。
- (5) 請求人は、同月〇日に安定所へ来庁し、Bにおける面接に係る広域求職活動費の申請を申し出た。

同日、安定所長は、請求人へ広域求職活動を指示していないこと及び広域求職活動費の支給対象とならないことを再度説明したところ、請求人が広域求職活動費の支給申請を行うとのことであったので、請求人へ広域求職活動費支給申請書に必要項目を記載させて同申請書を受理するとともに、広域求職活動面接証明書の用紙を渡し、同証明書にはB及び公共職業安定所長の証明が必要と

なることを説明した。

なお、安定所長は、請求人に同証明書を渡す際に、同証明書が提出されても不支給決定となる旨を説明した。

(6) 請求人は、同月〇日に安定所へ来庁し、B及び公共職業安定所長の証明を受けた同証明書を提出した。

同日、安定所長は、広域求職活動費の不支給を決定し、請求人に対し文書でその旨を通知した。

(7) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした広域求職活動費を支給しないとした処分が妥当と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 雇用保険法（以下「法」という。）第59条は、「広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。」と規定し、同条が定める厚生労働大臣の定める基準について、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第96条は、要旨、待機又は離職理由若しくは紹介拒否等による給付制限の期間が経過した後に広域求職活動を開始する場合であつて、広域求職活

動に要する費用が訪問先の事業所の事業主から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないときに支給するものと規定している。

さらに、則第99条第2項は、「広域求職活動費支給申請書の提出は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内にしなければならない。」と規定しており、広域求職活動費の支給申請を行うに当たっては、職業紹介を受けるほかに、広域求職活動の指示（以下「指示」という。）を受けることが必要となる。

- (2) 本件における経過から見て、安定所長から請求人に対し指示が行われた事実を認めることはできないが、請求人は、仮に安定所長からの指示がなかったとしても、同行が行った支給申請は法第59条に定める要件を満たしていることから、安定所長には指示を行う義務があり、指示をしなかったのは安定所長が義務を懈怠したものである旨主張する。

この点、広域求職活動費の支給に当たり、指示を受けることを要件とした理由は、求職活動に要する経費は求職者が負担すべきところ、同活動費の支給はあくまで例外であり、その必要性の判断に際しては、安定所長に一定の裁量を認めることで柔軟に対応しうる余地を残すことが妥当と考えられたものと思料する。当審査会としても、上記のとおり、例外的な取扱いとなる広域求職活動費の性格上、安定所長に裁量の余地を認めることは妥当と考えるが、言うまでもなく、当該裁量権にも一定の限界があると考えられることから、本件については、安定所長の判断が、裁量権を逸脱したものであるか否かについて検討すべきものとなる。

- (3) 安定所長は、請求人の本件求職活動について、Cの求人倍率が全国平均を上回っていることを理由として広域にわたる職業紹介の必要性を認めないと判断している。この点、当審査会としては、法が定める広域求職活動費については、安定所長に当該地域の実情に合う運営を行う裁量が認められるべきであると考えられるものの、同裁量権を逸脱しないと判断されるためには、単に求人倍率だけを問題とするのではなく、請求人の求職活動の内容と広域について求職をする必要性を十分検討して加味するとともに、安定所長として広域求職活動費を支給しないことが相当と判断したときは、請求人に対し適切な説明を行うことが必要であると判断する。

請求人の本件求職活動に至る経緯を精査すると、請求人が求める職種及びそ

の業務内容は相当程度特殊なものであるため、C内及び通勤圏内の近県において容易に選択が可能と認められるほど数多くあるとは考えにくいことや、請求人の経歴からみて、請求人の本件求職活動の内容や必要性に特段不合理な点は認められないことを考慮すると、安定所長は、請求人が広域求職活動費に係る相談等のため来所したときも含め、請求人の要望を聞き、これに適合する求人がC内及び通勤圏内の近県に確実に存在することを確かめた上で、同活動費が支給されないものであることを説明したものと認められないことから、本件は、その手続に適切さが欠けていたものと言わざるを得ないものである。

(4) 以上のことから、安定所長が請求人に対してした広域求職活動費を支給しない旨の処分は、裁量権を逸脱したものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした広域求職活動費を支給しないとした処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。